

(参考資料1)

独立行政法人教員研修センター

主要な事務及び事業の見直し関係資料(未定稿)

目 次

- 1 独立行政法人教員研修センター中期目標・中期計画案（概要） . . . 1
- 2 独立行政法人教員研修センターの研修事業及び各カリキュラム . . . 3
等の見直し（概要）
- 3 独立行政法人教員研修センターの中期目標（第2期案） 5
- 4 独立行政法人教員研修センターの中期計画（第2期案） 18

独立行政法人教員研修センター中期目標・中期計画案 概要

1. 中期目標の期間

3年間（平成16年4月1日から平成19年3月31日まで）

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 学校教育関係職員に対する研修

（1）研修の基本概念

- ① 各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修
- ② 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修
- ③ 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

（2）研修の成果目標の設定（各研修毎に設定）

- ① センターが設定する受講者数に対する参加率が85%以上
- ② 受講者に対するアンケート調査の結果、85%以上がプラスの評価
- ③ 任命権者等に対するアンケート調査等の結果、80%以上がプラスの評価

（3）研修の実施手法等（各研修毎に設定）

- ① アンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた研修内容・方法の改善
- ② 受講者等は、応募段階で研修成果の還元に関する事前計画書を提出
- ③ 研修内容・方法について、事前研修と集合研修に分類し、事前研修についてエルネット・eラーニング等を活用
- ④ 一定のブロック単位等、地方で開催
- ⑤ 民間企業等との連携・協力、共同実施の推進
- ⑥ 大学教員等の活用や、教員養成系大学・学部等との連携・協力の推進
- ⑦ 受講者に対する研修成果報告書の作成の義務付け、任命権者への提供
- ⑧ 研修の一部に研修の企画・立案、講師となるための科目を設定

（4）評価等の反映

各研修について、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、廃止、縮減、内容・方法の見直し等を行う。

2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

（1）指導、助言及び援助の内容

研修に関するコンテンツ作成・提供、研修プログラムの内容、手法、講師等の情報提供等

（2）指導、助言及び援助の実施手法等

各都道府県教育委員会等に対するアンケート調査を行い、その結果を踏まえて、指導、助言及び援助の内容の改善

3. その他

各都道府県教育委員会等において実施している研修内容、方法に関する情報収集・調査及びその活用

3. 業務運営の効率化に関する事項

- ・ 一般管理費（人件費を含む）：毎事業年度に対前年度比3.4%以上の縮減
- ・ その他の事業費：毎事業年度に対前年度比8%以上の縮減
（8%減については、事業の抜本的な見直しによる縮減等）

4. 中期目標・中期計画別紙

(1) 各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修

① 各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修

(内容等)

- ・ 全国的な教育改革の推進、学校管理運営・学校組織マネジメント、学校教育の今日的課題等について高度・専門的な知識を修得させる。
- ・ 研修プログラムとしてエルネット等を活用した事前研修を実施。集合研修は、演習、討論等を中心に実施。

(対象)

新任校長、教頭及び中堅教員、教育委員会の指導主事等で、将来、各地域での教育実践、教育行政の中核的な校長等としての役割が期待される者。

② 国際的な視野、識見を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修

(内容等)

- ・ 優れた自主的調査研究課題を有する者を海外に派遣し、各国の学校現場等における教育実践等の取組についての知識等を修得させる。
- ・ センターが設定したテーマに基づき、受講者が研修計画書を作成。
- ・ 派遣期間は16日、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月とし、教育委員会が選抜・推薦する者の中からセンターが選定。

(対象)

新任校長、教頭及び中堅教員、教育委員会の指導主事等で、優れた調査研究課題を有する者。

(2) 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修の先行段階としてセンターが行う研修

(内容等)

- ・ 研修内容について、中期目標期間中に実施する必要のある特定のテーマ・内容に限定、明確化。
- ・ 必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。
- ・ 全ての研修に、廃止期限又は見直し期限を設定。

(対象)

- ・ 教育委員会の指導主事等。
- ・ 校長、教員であって、各地域で研修等を行う予定である者。

(3) 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

(内容等)

- ・ 研修内容について、特定のテーマ・内容に限定、明確化。
- ・ 平成17年度より派遣者負担を導入する。負担割合については、平成18年度までに1/2となることを目標。
- ・ 全ての研修に、見直し期限を設定。

(対象)

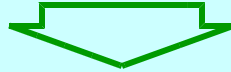
産業教育、理科教育を担当する教員等であって、各地域において中核的な役割が期待される者 等

独立行政法人教員研修センターの研修事業及び各カリキュラム等の見直し 概要

1. 研修事業の見直し

教員研修センターの研修事業については、国として実施すべき以下の研修に特化・集中することとし、各研修について、①～③の観点から精選・見直しを実施。

- ① 各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修
- ② 喫緊の重要課題について地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修
- ③ 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修



現在の48事業から、平成18年度に25の研修事業に精選

2. カリキュラム等の見直し(主なポイント)

- ① 各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修

【教職員等中央研修】

- ◇ 研修内容について、これまでの一般教養、講義形式のものは廃止し、全て演習形式、方法に改編。
- ◇ 一部講義について、エルネット等を活用した事前研修を導入し、幅広い教員に対して受講機会を提供
(例：学校組織マネジメント手法の導入 等)。
- ◇ 演習等で扱う課題について、事前に自主的に調査・把握した後、研修に参加。
- ◇ 研修日数について、新任校長・教頭等については22日から19日に、中堅教員については32日から30日にそれぞれ短縮する。
- ◇ なお、上記の日数を基本として実施するが、各都道府県等における関係研修の実施状況等を考慮しつつ、検証した上で、研修日数を減ずる。

【海外派遣研修】

- ◇ 受講者について、自主的受講希望に基づき、予めセンターにおいて設定したテーマに関して優れた調査研究課題を有する者に限定。
- ◇ 派遣期間について、受講者の自主的調査研究内容に応じて、16日以内、3ヶ月以内、6ヶ月以内、12ヶ月以内と設定。また、都道府県教育委員会の推薦に基づき、センターにおいて受講者を選定。
- ◇ 研修先について、学校現場、教育行政機関等に厳選
(例：学校の取組に直接参加 等)

- ② 喫緊の重要課題について地方公共団体が行う研修の先行段階としてセンターが行う研修

(研修のねらいの例)

各都道府県教育委員会等の関係指導主事等を対象として、

- ◇ 各地域において、研修内容を踏まえた校長、教員等に対する研修を実施するための研修講師の育成。
- ◇ 各学校への指導、助言
- ◇ 各研修内容に関する具体的な施策の企画立案、実施 等

(具体的見直し内容の例)

- ◇ **研修内容について、特定のテーマに焦点を絞って演習を中心とした研修を体系的、集中的に実施**
(例：環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修（次期中期目標期間においては、以下のテーマに焦点を絞って実施）
 - ・ 学校として環境教育を進めるための全体計画の作成
 - ・ 外部との連携や外部資源の活用のあり方
 - ・ 環境教育に関わる研修プログラムの作成
 - ・ 各都道府県等における環境教育推進方策
 - ◇ **一部の研修については、研修内容の精選・見直しを行い、日数を短縮する**
(例：各地域における学校安全の基盤となる指導者の養成を目的とした研修（7日→5日）)
 - ◇ **一部の研修については、全国を複数のブロックに分割して研修を重点化**
(例：道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修（中央及び5つのブロック別に開催）)
 - ◇ **一部の研修については、民間機関と積極的に協力しつつ、研修を実施**
(例：体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修（NPO法人、社会教育関係団体 等）)
 - ◇ **全ての研修について、廃止期限・見直し期限を設定**
(例：ITを活用した指導者の拡充のための指導者の養成を目的とした研修（平成17年度をもって廃止）)
- ③ **地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修**
- ◇ **研修内容について、ものづくり離れや科学技術離れに対応した政府全体の計画等に盛り込まれている内容を踏まえ、情報化・技術革新、その他社会情勢の変化に適切に対応したものとなるよう改編。**
 - ◇ **これまでの講義中心の内容を改め、演習を中心としたものとなるよう研修内容を見直すとともに、生徒の理科、科学、ものづくり等への興味・関心を喚起すること等のための最新の技術に関する知識・技能に裏打ちされた指導方法、実習方法等を研修内容に含める。**
 - ◇ **本研修については、次期中期目標期間において、地方公共団体との共催等による派遣者負担を導入。**

独立行政法人教員研修センターの中期目標（第２期案）

文部科学大臣指示

平成１６年４月１日

（序文）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定に基づき、独立行政法人教員研修センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

（前文）

教育は国家百年の大計といわれるように、次代の日本を担う子ども達に対して日本国民として必要な素養、資質を与えるための公教育は、我が国の将来を左右する重要な国家的課題である。我が国においては、国民の教育を受ける権利を保障するため、国は公教育における全国的な教育水準の維持向上を図り、教育の機会均等を保障することが求められている。この中期目標期間におけるセンターのあり方を定めるには、このように、義務教育を中心とする学校教育の全国的な水準の維持向上と機会均等の確保は国の重大な責務であること、現代社会経済の変化に伴う新たな教育課題の出現や国民の高い期待を背景に、「人間力戦略ビジョン 新しい時代を切り拓くたくましい日本人の育成～画一から自立と創造へ～」（平成１４年８月文部科学大臣発表）に基づいて教育の構造改革が急速に推進されていることを踏まえる必要がある。

学校教育の成否の鍵は教員の資質能力であり、国民の教育に対する高い期待に応えて教育の構造改革を進めていくうえで、教員の資質能力の向上を図る取組は不可欠であり、養成・採用・研修の各段階において総合的かつ体系的な施策を講じることが必要である。昨今の主な取組として、教員の養成については、平成１０年の教育職員免許法改正により、教員としての使命感の育成、教育実習の充実など、学校教育活動の遂行に直接資する科目の充実を図った。採用については、各都道府県教育委員会等において、断片的な知識量ではなく、人物評価を重視する方向で改善が進められている。研修については、法定研修として初任者研修に加えて、新たに教員の能力、適性等を評価して行う「１０年経験者研修」を創設し、平成１５年度から各都道府県教育委員会等において実施されている。また、教員の意欲と努力が報われる新しい教員評価システムの導入を促している。このように、教員の養成、採用、研修の各段階を通じて、その資質能力の向上を図ることとしている。

このため、この中期目標期間中においては、特に現職教員の資質向上に向けて、全教員を対象とした基礎的な資質能力の育成のための研修は任命権者・研修権者たる都道府県教育委員会等が担い、センターは、全国的な教員の資質向上の取組の中核を担うナショナルセンターとしての役割、機能を果たすこととする。センターは、現時点で各都道府県教育委員会や民間機関等では行うことができないような研修に精選し、各地域において教育の

構造改革を進めるに当たり中核的な役割を担いうる校長・教頭等の育成・確保、全国的な学校教育に係る喫緊の重要課題への対応等の教育施策や教育実践を全国各地に定着させていくこと等を目的として、国として真に実施すべき研修を行うこととする。また、センターの行う研修、特に学校教育に係る喫緊の重要課題の研修について、今後、各都道府県教育委員会等で独自に研修が実施されるよう支援を行うとともに、各研修の実施に当たっては、教員養成を行う大学等との連携・協力や共同実施の推進を図ることとする。

このような理念のもと、平成16年3月までの第1期中期目標期間における業務の実績についての文部科学省独立行政法人評価委員会からの評価結果や、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）等を踏まえ、センターの事務及び事業について見直しを行った。今後さらに、国民から求められる教員の資質能力のより一層の向上を図っていくため、国の教育政策および教員個人のキャリアディベロップメントの2つの観点に立って、教員の養成・採用・研修を総合的かつ一体的に捉えつつ、国と都道府県教育委員会等の適切な役割分担を踏まえ、センターの基本的な在り方を改めて検証していくこととする。

以上のことを踏まえ、センターの中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成16年4月1日から平成19年3月31日までの3年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 学校教育関係職員に対する研修

(1) 国として実施する責務を有する研修の基本概念は以下の①から③であり、センターはこれに沿った、別紙に掲げる各研修（以下、「各研修」という。）を実施する。なお、各研修ごとの日数、人数については、中期計画に基本となる日数、人数を定め、これを基本としつつ、毎事業年度の評価結果等を踏まえて、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。

① 各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修

② 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修

③ 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

一方で、①から③に該当するものであって、別紙以外に緊急に実施する必要性が生じた研修等については、関係行政機関等の委託等により実施する。

(2) 各研修の目標とする成果については、以下に掲げるような方法を基本として各研修毎に定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。

- ① センターが設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。
 - ② 受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、毎事業年度平均で85%以上（任意抽出調査）から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。
 - ③ 受講者の任命権者である都道府県教育委員会等に対して、研修終了後、相当の期間内に研修成果の還元状況等についてのアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上（任意抽出調査）から、「センターでの研修成果を各都道府県教育委員会等が行う研修等で効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。
- (3) 各研修の実施にあたっては、個々の研修目的等に照らして、以下に掲げるような点について検討のうえ、各研修の効果的・効率的な実施に適当なものを導入する。
- ① 受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を踏まえ、各研修内容・方法の改善点、受講者等のニーズ等を把握し、その結果を次年度以降の研修内容・方法等に反映する。
 - ② 研修の一部にエルネット、eラーニング等を活用することが可能な研修については、これらの活用に努める。
 - ③ 民間企業等のノウハウを活かせる研修については、これらの機関との連携・協力、共同実施の推進に努める。
 - ④ 企画・実施段階における大学教員等の活用や、大学等との連携・協力に努める。
 - ⑤ 研修終了時に、受講者に対して研修成果報告書等の作成を義務付け、これらを任命権者等に提供する。
- (4) 各研修について、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、必要な場合には、廃止、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。

2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

- (1) 各都道府県教育委員会等において、独自に学校教育関係職員に対する研修を実施することが可能となるよう、各都道府県教育委員会等に対して、研修に関するコンテンツの作成・提供、研修プログラムの内容、方法、講師等の情報提供、研修主事等の企画・立案能力向上のための会議開催等の指導、助言及び援助を行う。
- (2) 各都道府県教育委員会等に対して、毎事業年度、アンケート調査等を行うことにより、各都道府県教育委員会等が独自に実施する研修に関するニーズ等を把握するとともに、その結果を踏まえて次年度以降の指導、助言及び援助に反映しつつ、内容を厳選して行う。

3. その他

各都道府県教育委員会等において実施している学校教育関係職員に対する研修について、その内容、方法等に関する情報の収集、調査を行い、それらの結果をセンターが行う研修に対するニーズの把握や、指導、助言及び援助の実施等に活用する。

III 業務運営の効率化に関する事項

1. 経費等の縮減・効率化

センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を進めることとし、一般管理費（人件費を含む）については、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3.4%以上の縮減を図るほか、その他の事業費について、中期目標期間中、研修事業の抜本的見直しや事業の効率化に取り組むことにより、毎事業年度において、対前年度比8%以上の縮減を図る。

2. 組織体制の見直し

事務及び事業の見直しに対応し、業務が最も効果的・効率的に行えるよう、柔軟な組織体制の構築を図る。

3. 業務運営の点検・評価の実施

業務運営について定期的な自己点検・評価を積極的に行い、その結果を業務の改善に反映させる。

IV 財務内容の改善に関する事項

1. 自己収入の確保

国が実施する責務を有する研修等の実施という性格に十分留意しつつ、宿泊料等、自己収入の確保に努める。また、自己収入の取扱いにおいては、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。

2. 固定経費の節減

管理業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を図る。

V その他業務運営に関する重要事項

1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施

- (1) 施設・設備については、長期的視野に立った整備を推進する。また、管理運営については、維持保全を着実に実施することで、受講者等の安全の確保に万全を期する。
- (2) 受講者本位の快適な研修環境の形成のための施設整備を進めることとする。

2. 人事に関する計画

研修等のより一層の効果的実施のため、職員の企画・立案能力等の専門性を高めるよう努める。

1. 各地域の基幹たる校長、教頭等の教職員に対する学校管理研修

① 各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修

(内容等)

学校が管理職のリーダーシップの下で組織的に機能し、適切な管理運営、服務規律の確保、特色ある教育活動の推進がなされるよう、以下の事項について高度・専門的な知識等を修得させる。

- ・ 全国的な教育改革の推進と地方の取組状況
- ・ 関係法規を理解・活用し、自主性・自律性を確保した学校管理運営・学校組織マネジメント
- ・ 学校の創意工夫を生かしたカリキュラムの編成、生徒指導等の学校教育の今日的課題とそれへの対応

また、研修の実施にあたっては、研修プログラムとして、エルネット等を活用した事前研修プログラムを設定し、集合研修プログラムの研修内容の基礎事項を中心に修得させる。集合研修プログラムにおいては、演習、討論等を中心とした学校現場での実践に資する高度な知識等を修得させる。

さらに、本研修については、全国の小学校等の校長の1／3程度が本研修を受講していることを目標とし、受講対象区分と受講者数の設定を図る。

(対象)

小学校等の新任校長、教頭及び中堅教員並びに都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等であって、将来、各地域の教育実践、教育行政の中核的な校長、教育委員会事務局職員としての役割が期待される者。

② 各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修

(内容等)

教育改革の担い手の一員である事務職員が、校長のリーダーシップの下で校長、教頭、教員とともに適正な学校管理運営、教育活動に取り組む上で必要な全国的な教育改革の推進、学校管理運営・学校組織マネジメント、学校教育の今日的課題等に関して高度・専門的な知識等を修得させる。

また、研修の実施にあたっては、研修プログラムとして、エルネット等を活用した事前研修プログラムを設定し、集合研修プログラムの研修内容の基礎事項を中心に修得させる。集合研修プログラムにおいては、演習、討論等を中心とした学校現場での実践に資する高度な知識等を修得させる。

(対象)

小学校、中学校については事務職員として20年程度の在職経験を有する者、また高等学校等については所属する学校の事務長程度の者であって、各地域の学校管理運営、学校事務の改善充実の取組において中核的な役割が期待される者。

③ 国際的な視野、識見を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修
(内容等)

国際的な視野、識見を有する中核的教員を育成するため、各地域において教育改革、国際理解教育等に資する優れた自主的調査研究課題を有する者を海外に派遣し、各国の大学や学校現場等における教育実践等の取組についての知識等を修得させる。その際、国の教育政策、諸外国の教育動向等を踏まえ、センターにおいて予め設定したテーマに基づき、受講者に自主的に研修計画書を作成させる。

また、派遣期間については16日以内、3ヶ月以内、6ヶ月以内、12ヶ月以内に区分し、各都道府県教育委員会等において、受講者の自主的調査研究課題の目的・内容に照らし、最も適切な派遣期間を選択した上で、選抜・推薦する者の中から、センターが受講者を選定する。

さらに、16日以内の研修については、①の研修受講者の5割が受講対象となることを目標として、中期目標期間を通じて、段階的に受講者数の見直しを図る。

(対象)

小学校等の新任校長、教頭及び中堅教員並びに都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等であって、優れた自主的調査研究課題を有する者。このうち16日以内の研修については、①の各地域の中核となる校長等の育成のための研修の受講者のうち、特に優れた自主的調査研究課題を有する者。

2. 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修

① 児童生徒の学習状況を適切に評価するための指導者の養成を目的とした研修
(内容等)

平成14年度の学習指導要領の改訂を受けて、児童生徒の評価のあり方を「相対評価」から「絶対評価」に改めたことから、小学校及び中学校における評価規準の作成、評価方法の工夫改善等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

なお、本研修については、平成16年度をもって廃止する。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

② 道德教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修
(内容等)

児童生徒の問題行動の多発、規範意識の低下等の状況の中で、児童生徒の豊かな心を育む道德教育の充実が不可欠であることから、児童生徒の実態に即した道德教育の推進、社会奉仕体験活動の活用等について、必要な知識等を修得させ、受講者

により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

なお、本研修については、各都道府県での研修等を行う指導者の養成、各市町村等での道徳教育の指導者の養成を図るため、開催地、回数、研修内容等を工夫する。

また、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

中央で行う研修については都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者、また地区別で行う研修については市町村教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

③ 子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

「子どもの体力向上のための総合的な方策について」(平成14年9月中央教育審議会答申)等を踏まえ、体育の授業において児童生徒が自ら積極的に運動に親しみ、体力を高めるため、体ほぐし運動の趣旨を踏まえた指導、体を動かす意識を持たせる学習指導等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

④ ITを活用した指導の拡充のための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

政府のe-Japan重点計画に基づき、平成17年度までに概ねすべての教員がITを活用した指導ができるようにするため、情報モラルを育成するための指導、各教科における効果的なITの活用等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、研修規模の段階的な縮小を図りつつ、平成17年度をもって廃止する。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

⑤ 環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

平成15年7月に成立した「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」等を踏まえ、子ども達自身が環境についての正しい理解を深め、環境保全に配慮した行動がとれるようにするため、学校における環境教育に関する全体

計画の作成、外部人材の活用のあり方等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者。

⑥ 体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

平成13年の「学校教育法」改正等を踏まえ、学校教育における社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめとした様々な体験活動の一層の充実を図るため、体験活動の教育課程への位置づけや、体験活動プログラムの開発等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成17年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者。

⑦ 生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

平成15年12月に策定された政府全体の「青少年育成施策大綱」等を踏まえ、近年の全国的課題である児童生徒の不登校や問題行動等への適切な対応、生徒指導上の今日的課題についての最新の知見、対応策、全国的動向や、今日的な生徒指導の在り方等について必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者。

⑧ キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

平成15年6月の4府省合意による「若者自立・挑戦プラン」等を踏まえ、近年の新たな課題であるキャリア教育を推進するため、キャリアカウンセリングの技法、キャリア教育プログラム開発等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学

校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

⑨ 人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

平成14年3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」等を踏まえ、学校教育における人権教育の一層の充実を図るため、今日的な人権課題である学校教育活動全体において人権教育を推進するためのプログラム開発や効果的な指導、家庭・地域等との連携を推進する方策等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者。

⑩ 特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

平成14年度の学習指導要領改訂において「総合的な学習の時間」が創設されるなど、各学校において教育課程を適切に編成し、組織的・計画的に取り組むを行うことが重要であることを踏まえ、現行のカリキュラムの評価・改善、それを踏まえたカリキュラム編成等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

⑪ 指導力不足教員に対応するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

教科に対する専門的知識の不足や児童生徒と適切な関係を築くことができない、いわゆる指導力不足教員への対応が求められていることを踏まえ、指導力不足教員の判断基準、指導力の回復・向上のための研修プログラム等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の管理主事、指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者。

- ⑫ 各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修
(内容等)

校長のリーダーシップの下、教員が個々の得意分野を生かし、協働して学校経営に参画するなど、学校が組織として力を発揮することで、学校運営の改善を図ることが求められていることを踏まえ、企業等で実施されている組織マネジメントの手法を取り入れた「学校組織マネジメント研修」を行うために必要な知識等を修得させ、受講者により、本研修が各地域で行われるようにする。

なお、本研修については、平成１７年度から開始し、平成１８年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

- ⑬ 児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修
(内容等)

「これからの時代に求められる国語力について」（平成１６年２月文化審議会答申）等を踏まえ、子ども達が自分の意見を持ち、論理的に意見を述べる力を高めるため、児童生徒の語彙力、表現力、論理的思考力の向上を図るための方法等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

なお、本研修については、平成１７年度から開始し、平成１８年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

- ⑭ 外国語指導助手に対して必要な知識・指導方法等を修得させることを目的とした研修
(内容等)

我が国の外国語教育を推進し、国際社会に生きる子ども達を育成するため、全国の外国語指導助手（ＡＬＴ）に対して、日本の外国語教育等について適切に理解し、各学校において一層効果的な職務遂行ができるようにするために必要な知識等を修得させる。

本研修については、平成１８年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

文部科学省、総務省及び外務省が合同で実施しているＪＥＴプログラムにより招致した外国語指導助手。

- ⑮ 外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

国際化の進展に伴い、外国人児童生徒の増加及び在留の長期化により帰国児童生徒においても日本語指導が必要な児童生徒が増加していることを踏まえ、学校全体での外国人児童生徒の受入れ、関係機関との連携等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者。

⑯ 児童生徒の心身の健康問題に対応するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

児童生徒の様々な健康問題の中で、心の健康問題に関係が深いと考えられる保健室登校、性の逸脱行動、薬物乱用等の増加・深刻化が指摘されていることを踏まえ、養護教諭による特に全国的な課題への対応、増加する課題への対応、保健室における児童生徒の心のケア等の個別の健康相談活動等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の養護教諭であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

⑰ 健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

エイズ患者及び感染者の増加、喫煙・飲酒の低年齢化、アレルギー疾患の増加等課題となっている中で、児童生徒の健康に関する主要課題への理解と適切な対応が求められていることを踏まえ、学校での健康教育の全体計画の作成、各課題への適切な対応と指導等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

⑱ 食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

「食に関する指導体制の整備について」(平成16年1月中央教育審議会答申)等を踏まえ、全国的に食に関する指導体制の整備を図るため、児童生徒への個別的

な相談指導、教科・特別活動等における教育指導等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。なお、学校給食の管理上の全国的な重要課題が生じた場合には、適宜これらに対応する内容を含める。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の食の指導関係者であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

⑱ 各地域における学校安全の基盤となる指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

近年の学校における犯罪件数が増加するとともに、凶悪犯が増加するなど、学校における子どもの安全が危機的な状況にあることを踏まえ、学校全体の安全活動の進め方、安全管理の在り方等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

3. 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

① 産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修

(内容等)

政府の「科学技術基本計画」、「ものづくり基盤技術基本計画」等を踏まえ、産業教育、理科教育に関して優れた自主的調査研究課題を有する者について、大学又は産業教育に関する研修を行うに相応しい施設に派遣し、情報化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応した最新の知識・技術等を修得させる。

本研修については、研修の実施状況等を勘案しつつ、平成17年度より派遣者負担を導入する。負担割合については、平成18年度までに1/2となることを目標とする。また、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

中学校、高等学校及び中等教育学校での産業教育並びに小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の理科教育を担当する教員並びに都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等であって、優れた自主的調査研究課題を有する者。

② 産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

政府の「科学技術基本計画」、「ものづくり基盤技術基本計画」等を踏まえ、学校における実習等の授業の質の向上を図るため、急速に発展・進歩する産業技術、情報技術等について、情報化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応した最新の知識・技術を修得させるとともに、それらに裏打ちされた指導方法、実習方法等についても修得させる。

本研修については、研修の実施状況等を勘案しつつ、平成17年度より派遣者負担を導入する。負担割合については、平成18年度までに1／2となることを目標とする。また、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

中学校、高等学校及び中等教育学校で産業教育を担当する教員並びに都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等であって、各地域において中核的な役割が期待される者。

③ 産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させることを目的とした研修

(内容等)

政府の「科学技術基本計画」、「ものづくり基盤技術基本計画」等を踏まえ、学校における実習等の授業の質の向上を図るため、急速に発展・進歩する産業技術について、技術革新の進展等に適切に対応した最新の知識・技術を修得させるとともに、それらに裏打ちされた指導方法、実習方法等についても修得させる。

本研修については、研修の実施状況等を勘案しつつ、平成17年度より派遣者負担を導入する。負担割合については、平成18年度までに1／2となることを目標とする。また、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

高等学校で産業教育に関する教科（農業、工業、水産）を担当する実習助手。

独立行政法人教員研修センターの中期計画（第２期案）

文部科学大臣認可
平成１６年４月２日

（序文）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人教員研修センター（以下、「センター」という。）が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

１．学校教育関係職員に対する研修

（１）センターは、国として真に実施する必要がある研修として、中期目標に示された以下の基本概念に沿って、別紙１に掲げる各研修（以下「各研修」という。）を実施する。

なお、各研修ごとの日数、人数等の詳細については、別紙１に掲げるものを基本としつつ、毎事業年度の実際の受講者数、受講者又は任命権者等からのアンケート調査結果、評価結果等を踏まえて、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。

- ① 各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修
 - ② 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修
 - ③ 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修
- 一方で、①から③に該当するものであって、別紙以外に、社会的な情勢の変化、予期できない事態が生じた場合等、緊急に新たに実施する必要性が生じた研修等については、国、地方公共団体等からの委託等の方法により実施する。

（２）各研修の目標とする成果については、各研修毎に、以下の①から④の方法の中から別紙１に掲げるように定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。

- ① これまでの受講者数又は毎事業年度の評価結果等を踏まえて、センターが自ら設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。
- ② 受講者に対して、研修終了直後又は１年後を目途として研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、毎事業年度平均で８５％以上（任意抽出調査）から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした受講者の割合が毎事業年度平均で８５％を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

- ③ 受講者の任命権者である都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会又は所属する各学校長等に対して、研修終了後1年後を目途としてアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上（任意抽出調査）から、「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした任命権者等の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。
- ④ 受講者又はその任命権者等に対する調査等を適宜実施し、事業年度平均で80%以上（任意抽出調査）の受講者が、研修終了後に、各地域における学校訪問の実施、各教育委員会等が行う研修等の企画・立案、講師として又は各種教育施策の企画・立案・推進において指導的な役割を担っているとの結果を得る。仮に、各地域で研修講師等としての役割を担った者の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。
- (3) 各研修の実施にあたっては、各研修毎に、以下の①から⑧の方法について別紙1に掲げる項目について検討を行ったうえで、効果的・効率的な実施に資するものについては導入する。
- ① 毎事業年度、受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を実施し、各研修内容・方法の改善・充実に関する意見、受講者又はその任命権者等の研修ニーズ等を把握する。また、その結果を踏まえて、次年度以降の研修内容・方法の見直し等に適切に反映する。
- ② 受講者及びその任命権者に対して、受講者の応募段階で、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、研修終了後、相当の期間内にこれらの者に対するアンケート調査等を行い、学校内外への研修成果の還元内容・方法等について把握する。
- ③ 研修内容・方法について、一斉講義等を中心とするいわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、エルネットを活用した講義等の配信、eラーニングを活用した遠隔研修、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修等により行い、また中央で行うものは集合研修に特化・重点化する。
- ④ 受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催する。
- ⑤ 民間企業等との連携・協力、共同実施を推進することにより、研修の運営（研修資料の作成配布、講師対応等）や研修プログラムの設定等において、これらの機関等のノウハウを活用する。
- ⑥ 研修内容・方法の企画・実施段階において、教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所の専門家を活用することや、研修の運営（研修資料の作成配布、講師対応等）等において、教員養成系大学・学部をはじめとする大学や国立教育政策研究所との連携・協力を推進する。
- ⑦ 研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果等に関する報告書（研修成果報告書）等の作成・提出を義務付けるとともに、これらを任命権者等に提供する。

- ⑧ 研修内容の一部に、研修の企画・立案、講師となるために必要な科目を設定するとともに、各地域での研修等の実施に資するよう、エルネット、eラーニング等を用いた研修教材の活用が図られるようにする。
- (4) 各研修について、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、引き続き実施することに検討を要するとされた研修については、研修自体の廃止、縮減、またそれに該当しない研修についても、必要に応じて、研修の効果的・効率的な実施の観点から、研修内容・方法の見直し等の措置を講じることとする。

2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

- (1) 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、独自にその所属する学校教育関係職員に対して研修を実施することが可能となるよう、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して必要な指導、助言及び援助を行う。具体的には、以下のような指導、助言及び援助を行う。
 - ① センターの研修について、集合研修を精査しつつ、研修効果を維持向上させるために、各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修の講義の教材等、事前研修で行うものや、受講者が各地域で研修を行う際に活用できるものについて、コンテンツ教材として整備し、エルネット、eラーニング等で提供
 - ② センターが行う研修プログラムの内容、方法等のノウハウについての情報提供
 - ③ 研修講師についての情報提供
 - ④ センターにおいて蓄積している研修成果の情報提供
 - ⑤ 各研修プログラムの教材、事例集等の刊行
 - ⑥ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催
 - ⑦ センターの職員を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行う研修に派遣
 - ⑧ センターの研修施設・設備の提供
- (2) 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して、毎事業年度、アンケート調査等を行うことにより、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が独自に実施する研修に関するニーズを把握する。また、その結果を踏まえて、次年度以降の指導、助言及び援助の内容についての見直しに適切に反映する。

なお、その際、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等のニーズ、毎事業年度の評価結果等を踏まえて、真に国として必要となる指導、助言及び援助に内容を厳選して行う。

3. その他

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において独自に実施している学校教育関係職員に対する研修について、毎事業年度、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に依頼又はセンターにおいて独自に調査を実施し、その内容・方法等に関する情報を収集・蓄積するとともに、必要に応じて都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して提供する。

また、その結果について、センターが実施する研修内容、方法について各都道府県

・指定都市・中核市教育委員会等が期待するニーズ等の把握のための検討材料等として活用するとともに、指導、助言及び援助の実施・見直しのための検討材料等としても活用する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 経費等の縮減・効率化

センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（人件費を含む）については、計画的な削減に努め、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3.4%以上の縮減を図る。またその他の事業についても、中期目標期間中、研修事業の抜本的な見直しや事業の効率化に取り組むことにより、毎事業年度において、対前年度比8%以上の縮減を図る。この際、研修事業等の質の低下を招かないように配慮する。

例えば、以下のような点について、毎事業年度、法人内部の自己点検・評価委員会等において検討を行い、効率化を図る。

- ① 省エネルギー、リサイクル、ペーパーレスを推進する。
- ② 汎用品の活用や一般競争入札の導入により、調達価格の削減を図る。

2. 組織体制の見直し

事務及び事業の見直しに対応し、業務が最も効果的・効率的に行えるよう、責任と役割分担を明確にした機能的で柔軟な組織体制の整備及び業務内容・業務量に応じた人員配置を行うとともに、継続的に組織の在り方の見直しを進める。

3. 業務運営の点検・評価の実施

センターの業務運営について、自己点検・評価委員会等において、毎事業年度、業務運営について積極的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえて、業務運営の改善を促進する。なお、自己評価の際には、教育関係者、受講者、民間企業関係者など外部人材の活用を図る。

III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を図る。また、管理業務の効率化を進める観点から、毎事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

1. 予算（中期計画の予算）

別紙2のとおり。

2. 収支計画

別紙3のとおり。

3. 資金計画

別紙4のとおり。

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は4億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。

V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

センターの決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対する指導、助言及び援助の充実、施設・設備整備の充実等に充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備に関する計画

別紙5のとおり。

- (1) 施設・設備の運営にあたっては、長期的視野に立った整備計画を策定し、施設・設備整備を推進する。また、管理運営においては、維持保全を着実に実施することで、受講者の安全の確保に万全を期する。
- (2) 受講者本位の立場から施設・設備の整備を進めることとし、宿泊施設・設備の充実等、受講者が快適に研修を受講できるよう配慮した施設・設備の整備を行う。

2. 人事に関する計画

(1) 方針

限られた人員での効果的・効率的な研修事業等の遂行を実現するため、職員研修等

を実施し、職員の研修の企画・立案能力等の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

また、都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の専門性の高い職員を雇用することにより、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適正な人事配置を行う。

(2) 人事に関する指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

(参考1)

- ・ 期初の常勤職員数 53人
- ・ 期末の常勤職員数の見込み 50人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 1,451百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、退職手当及び共済組合掛金等に関わる事業主負担分等に相当する範囲の費用である。

(別紙1)

独立行政法人教員研修センターが実施する研修事業

研修事業名	受講対象	具体的研修内容	研修成果の 目標 (※1)	研修手法 (※2)	研修日数・ 受講者数(※3)
1. 各地域の基幹たる校長、教頭等の教職員に対する学校管理研修					
① 各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修	以下の者であって、将来、各地域の教育実践、教育行政の中核的な校長、教育委員会事務局職員としての役割が期待される者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特殊教育諸学校並びに幼稚園の新任校長、教頭及び中堅教員 ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者	【事前研修】 ・学校組織マネジメント手法の導入 ・学習指導・評価の課題と充実 ・総合的な学習の時間の課題と充実 【集合研修】 1. 教育改革の推進 ・全国的な教育改革の推進と地方の取組状況 ・学校管理運営における教育行財政制度の活用 2. 学校管理運営・学校組織マネジメント ・学校管理運営の課題と対応 ・学校教育を取り巻く関係法令 ・学校の危機管理対策とその充実 3. 学校教育の今日的課題 ・カリキュラムマネジメントの課題と充実 ・総合的な学習の時間の課題と充実 ・環境教育、国際理解教育、人権教育、特別支援教育、道德教育の充実 ・生徒指導上の諸課題と対応策 ・進路指導の工夫改善	①、②、③	①、②、③、 ⑤、⑥、⑦、 ⑧	(研修日数) ・管理職 ：19日 ・中堅教員等 ：30日 上記の日数を基本として実施するが、各都道府県等における関係研修の実施状況等を検討しつつ、検証した上で、研修日数を減ずる。 (受講者数) 1,800人
② 各地域の中核となる事務職員の育成を	以下の者であって、各地域の学校管理運営、学校事務の改善充実の取	【事前研修】 ・学校組織マネジメント手法の導入	①、②、③	①、②、③、 ⑤、⑥、⑦、	(研修日数) ・小・中学校

目的とした研修	組において中核的な役割が期待される者 (小・中学校) ・小学校、中学校の事務職員として 20年程度の在職経験を有する者 (高等学校等) ・所属する学校の事務長程度の者	【集合研修】 1. 教育改革の推進 ・全国的な教育改革の推進と地方の取組 状況 2. 学校管理運営・学校組織マネジメント (小・中学校) ・学校の安全管理の徹底 ・子どもの心のケア ・学校評議員制度の導入 ・学社融合・社会人の活用 (高等学校) ・学校評価基準・方法 ・情報公開と説明責任 ・学校危機管理 3. 学校教育の今日的課題 (小・中学校) ・小・中学校事務の課題と対応 (高等学校) ・教育改革推進における事務の全国的課題と対応		⑧	：5日 ・高等学校 ：5日 (受講者数) ・小・中学校 ：180人 ・高等学校 ：300人
③ 国際的な視野、識見を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修	以下の者であって、優れた調査研究課題を有する者。 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特殊教育諸学校並びに幼稚園の新任校長、教頭及び中堅教員 ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 このうち、16日以内の研修については、①の受講者のうち特に優れた自主的調査研究課題を有する者。	以下に掲げるようなテーマに基づき、受講者に対して、研修計画書を作成させた上で、派遣研修を実施する。(小項目は例) 1. 教育制度 ・国家としての共通の教育と地方(州・地域)独自の教育比重 2. 教育課程 ・教育課程の編成 ・環境教育 ・国際理解教育 3. 確かな学力の向上 ・学習指導と評価 ・児童生徒の多様化に応じた教育 4. 生徒指導 ・いじめ問題への対応	①、②、③	①、⑤、⑥、⑦、⑧	(研修日数) 16日 3ヶ月以内 6ヶ月以内 12ヶ月以内 (受講者数) ・16日 ：900人 ・3～12ヶ月 ：310人 上記の人数以下に段階的に見直しを図る。

		・不登校児童生徒への対応 5. 学校経営 ・特色ある学校運営 ・学校と地域との連携 ・情報公開、説明責任			
2. 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修					
① 児童生徒の学習状況を適切に評価するための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校並びに中等教育学校（前期課程）の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動が行われるようにする。 ・全国的な評価の総括の方法に関する演習（総論） ・評価の客観性、信頼性の向上を図る工夫に関する演習（教科、特別活動別）	①、②、④	①、④、⑥	（研修日数） 2日 （受講者数） 3,000人 なお、本研修は平成16年度をもって廃止。
② 道德教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修	（中央で行う研修） ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 （地区別で行う研修） ・市町村教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。 ・児童生徒の実態に即した課題の明確化と道德教育の効果的な推進に関する演習 ・社会奉仕体験活動の活用など先進的な事例の分析・応用法に関する演習 ・道德教育の充実のための研修の在り方に関する演習 なお、中央で行う研修の修了者が地区別で行う研修の指導助言者となる等、双方の関連を図りながら計画的に実施。	①、②、④	①、④、⑥、⑧	（研修日数） 中央：5日 地区別：3日 （受講者数） 中央：275人 地区別：1,100人
③ 子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を	①、②、④	①、④、⑥、⑧	（研修日数） 4日

目的とした研修	じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者	踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。 ・体ほぐしの運動の趣旨を踏まえた指導の在り方に関する演習 ・体力を高めるために体を動かす意識を持たせる学習指導の在り方に関する演習 ・各地域での実践事例を基にした研究協議			(受講者数) 550人
④ ITを活用した指導の拡充のための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動が行われるようにする。 【事前研修】 ・現代の青少年教育の課題 ・教育改革の進展と課題 【集合研修】 ・子どもたちの情報モラルを適切に育成するための指導内容・方法に関する演習 ・各教科における効果的なITの活用に関する演習 ・各地域における効果的・効率的な指導のための研修の充実に関する演習	①、②、④	①、④、⑤、⑥、⑧	(研修日数) 5日 (受講者数) 340人 上記の人数以下に段階的に見直しを図る。 なお、本研修は平成17年度をもって廃止。
⑤ 環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事 ・上記に準じる者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。 ・学校における環境教育に関する全体計画の作成に関する演習 ・NPO等外部との連携や外部資源の活用に関する演習 ・研修プログラム作成に関する演習 ・各県等における環境教育推進方策についての立案を中心とした演習	①、②、④	①、④、⑤、⑥、⑧	(研修日数) 4日 (受講者数) 155人

⑥ 体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事 ・上記に準じる者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。 ・体験活動の学校全体における教育課程への位置づけに関する演習 ・各教科、総合的な学習の時間等にまたがる体験活動プログラムの開発に関する演習 ・体験活動の実施に際しての家庭・地域・関係機関との連携、安全管理、及び評価等に関する演習	①、②、④	①、④、⑤、⑥、⑧	(研修日数) 4日 (受講者数) 155人
⑦ 生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事 ・上記に準じる者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。 ・不登校等の問題行動等への適切な対応に関する演習 ・児童虐待への対応等、生徒指導上の今日的な課題に関する演習 ・規範意識をはぐくむ生徒指導の在り方等、今日的な生徒指導の在り方に関する演習	①、②、④	①、②、⑤、⑥、⑦、⑧	(研修日数) 16日 (受講者数) 155人
⑧ キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。 ・キャリアカウンセリングの技法に関する演習 ・小学校からのキャリア教育のプログラム開発、学校と保護者・地域との連携に関する研究協議	①、②、④	①、③、④、⑤、⑥、⑧	(研修日数) 前期 5日 後期 3日 (受講者数) 275人

		・コミュニケーションスキルの向上に関する演習			
⑨ 人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事 ・上記に準じる者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。 ・学校教育活動全体を通じた人権教育の推進に関する研究協議 ・人権教育を推進するためのプログラム開発や効果的な指導の在り方に関する演習 ・家庭・地域との連携や、校種間の連携を円滑に推進するための方策に関する演習	①、②、④	①、⑥、⑧	(研修日数) 3日 (受講者数) 155人
⑩ 特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。 ・現行のカリキュラムの評価及び改善に関する演習 ・「総合的な学習の時間」を中心としたカリキュラム編成に関する演習	①、②、④	①、⑥、⑧	(研修日数) 5日 (受講者数) 215人
⑪ 指導力不足教員に対応するための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の管理主事、指導主事及び教育センターの研修担当主事 ・上記に準じる者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、各学校の校長等に対する指導・助言、指導力不足教員を対象とする研修等を行うために必要な知識等を修得させる。 ・客観的な指導力不足教員の判断基準に関する研究協議 ・指導力等の課題に即した個別研修プログラムの作成に関する演習 ・指導力等に課題のある教員の処遇と対応の在り方に関する研究協議	①、②、④	①、④、⑤、⑥、⑧	(研修日数) 3日 (受講者数) 275人

⑫ 各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、受講者が本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動を行うために必要な知識等を修得させる。 ・学校経営ビジョンの作成等、文部科学省が作成したモデルカリキュラム「学校組織マネジメント研修」（管理職版、ミドルリーダー版）の模擬体験研修 ・各都道府県等で実施する学校組織マネジメント研修のプログラム案の作成等を行う演習	①、②、④	①、④、⑤、⑥、⑧	（研修日数） 4日 （受講者数） 430人
⑬ 児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、受講者が本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。 ・児童生徒の語彙力、表現力、論理的思考力の向上を図るための方法等の工夫に関する演習 ・各教科や総合的な学習の時間との連携について、事例発表等を中心とした演習	①、②、④	①、④、⑥、⑧	（研修日数） 3日 （受講者数） 550人
⑭ 外国語指導助手に対して必要な知識・指導方法を修得させることを目的とした研修	・文部科学省、総務省及び外務省が合同で実施しているJETプログラムにより招致した外国語指導助手	受講者が日本の外国語教育等について適切に理解し、各学校で一層効果的な職務遂行ができるようにするために必要な知識等を修得させる。 ・日本の外国語教育の現状と課題等に関するシンポジウム ・チームティーチングの在り方、国際理解教育の在り方に関する事例紹介等を通じた指導助言、討議	①、②	①、④、⑤、⑥	（研修日数） 2日 （受講者数） 3,830人
⑮ 外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事 ・上記に準じる者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、受講者が本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等を行うために必要な知識	①、②、④	①、⑤、⑥	（研修日数） 4日 （受講者数）

		等を修得させる。 ・学校全体での外国人児童生徒の受入れ、指導体制づくりに関する演習 ・学校外の機関との連携体制づくりに関する演習 ・外国人児童生徒への効果的な教育の取組に関する研究協議			155人
⑯ 児童生徒の心身の健康問題に対応するための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の養護教諭であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、受講者が本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。 ・学校保健をめぐる昨今の課題に関する研究協議 ・性の逸脱行動、薬物乱用等の児童生徒の健康問題への適切な対応に関する演習 ・保健室における児童生徒の心のケア等についての健康相談活動に関する演習	①、②、④	①、⑤、⑥、⑧	(研修日数) 4日 (受講者数) 275人
⑰ 健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、受講者が本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。 ・学校全体での保健指導の進め方に関する演習 ・エイズ、薬物乱用、感染症等の児童生徒の健康に影響する課題への対応と指導に関する演習 ・健康行動の醸成、各課題への対応等に関する研修プログラムの作成に関する演習	①、②、④	①、⑤、⑥、⑧	(研修日数) 3日 (受講者数) 275人
⑱ 食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、受講者が本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等を行うために必要な知識	①、②、④	①、⑤、⑥、⑧	(研修日数) 4日 (受講者数)

	・小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）の食の指導関係者であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者	等を修得させる。 ・食物アレルギーや肥満傾向等を持つ児童生徒への個別指導に関する演習 ・給食時間や教科等における食に関する指導に関する演習 ・学校全体の食に関する教育指導の連携・調整の在り方に関する演習 なお、学校給食の管理上の全国的な重要な課題が生じた場合には、適宜これらに対応する内容を含める。			215人
①9 各地域における学校安全の基盤となる指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、受講者が本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。 ・学校全体における安全活動の進め方、安全管理の在り方等に関する演習 ・学校における防犯教育の進め方、家庭・地域社会との連携、事件・事故時における子どもの心の健康問題に関する演習 ・自然災害の危険と安全確保の方法、交通事故防止対策に関する演習	①、②、④	①、⑤、⑥、⑧	（研修日数） 5日 （受講者数） 215人
3. 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修					
① 産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修	以下の者であって、優れた自主的調査研究課題を有する者 ・中学校、高等学校及び中等教育学校での産業教育並びに小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の理科教育を担当する教員 ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者	政府全体のものづくり基本計画、科学技術基本計画等の内容を踏まえた最新のテーマに基づき、受講者に対して、研修計画書を作成させた上で、派遣研修を実施する。（小項目は例） 1. 産業教育 ・物質材料工学 ・エネルギー工学 ・エレクトロニクス 2. 理科教育 ・生命科学研究	①、②	①、⑤、⑥、⑦	（研修日数） 6ヶ月以内 12ヶ月以内 （受講者数） 155人

		・海洋科学研究			
--	--	---------	--	--	--

(備考) 本研修にかかる経費については、国と各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等との負担割合が1／2となることを目標として、平成17年度から段階的に派遣者負担を導入する。なお、派遣者が負担する研修経費は、センターにおいて収入として計上しない。

② 産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修	以下の者であって、各地域において中核的な役割が期待される者 ・中学校、高等学校及び中等教育学校で産業教育を担当する教員 ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者	以下の分野について、実習等の授業の質の改善に資する最新の高度専門的な知識及び技術、それに裏打ちされた指導方法、実習方法について修得させる。 ・農業 ・工業 ・商業 ・水産 ・家庭 ・技術・家庭 ・看護 ・福祉 ・情報技術	①、②	①、⑤、⑥、⑦	(研修日数) 10日程度 (受講者数) 630人
--------------------------------	---	---	-----	---------	---------------------------------------

(備考) 本研修にかかる経費については、国と各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等との負担割合が1／2となることを目標として、平成17年度から段階的に派遣者負担を導入する。なお、派遣者が負担する研修経費は、センターにおいて収入として計上しない。

③ 産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させることを目的とした研修	・高等学校で産業教育に関する教科(農業、工業、水産)を担当する実習助手	以下の分野について、実習等の授業の質の改善に資する最新の高度専門的な知識及び技術、それに裏打ちされた指導方法、実習方法について修得させる。 ・農業 ・工業 ・水産	①、②	①、⑤、⑥、⑦	(研修日数) 8日 (受講者数) 75人
--	-------------------------------------	--	-----	---------	-----------------------------------

(備考) 本研修にかかる経費については、国と各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等との負担割合が1／2となることを目標として、平成17年度から段階的に派遣者負担を導入する。なお、派遣者が負担する研修経費は、センターにおいて収入として計上しない。

- (※1) 研修成果の目標の欄にある①から④までの数字は、中期計画本文中、1. (2) の①から④までの数字にそれぞれ該当する。
(※2) 研修手法の欄にある①から⑧までの数字は、中期計画本文中、1. (3) の①から⑧までの数字にそれぞれ該当する。
(※3) 研修日数・受講者数については、ここに掲げられているものを基本としつつ、毎事業年度の年度計画において定める。

中 期 計 画 予 算

平成 1 6 年度～平成 1 8 年度中期計画予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	5 , 8 4 9
施設整備費補助金	5 0 6
自己収入	4 3 5
受託事業収入	0
計	6 , 7 9 0
支 出	
運営費事業	6 , 2 8 4
一般管理費	2 , 8 3 3
うち人件費	1 , 4 5 1
うち研修支援管理費	1 , 3 8 2
業務経費	3 , 4 5 1
研修事業費	3 , 4 5 1
受託事業等経費	0
施設整備費	5 0 6
計	6 , 7 9 0

[運営費交付金の算定ルール]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = W(y) \times \alpha(\text{係数}) + Q(y) \times \beta(\text{係数}) - C(y) + \pi(y)$$

B(y)：当該事業年度における運営費交付金
 α ：一般管理費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定
 β ：業務経費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定

$\pi(y)$ ：当該事業年度における特殊経費。退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等一般管理費の削減方法も反映し具体的に決定

○一般管理費 $W(y) = \{V(y) + N(y)\}$

・人件費

$$V(y) = V(y-1) \times \varepsilon (\text{係数})$$

$V(y)$: 当該事業年度における人件費 ($\pi(y)$ を除く)
 $V(y-1)$: 直前の事業年度における $V(y)$
 ε : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定

・研修支援管理費

$$N(y) = N(y-1) \times \delta (\text{係数})$$

$N(y)$: 当該事業年度における研修支援管理費。
 $N(y-1)$: 直前の事業年度における $N(y)$
 δ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定

○業務経費 $Q(y)$

・研修事業費

$$Q(y) = Q(y-1) \times \gamma (\text{係数}) \times \delta (\text{係数})$$

$Q(y)$: 当該事業年度における業務経費
 $Q(y-1)$: 直前の事業年度における $Q(y)$
 γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定
 δ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定

○自己収入 $C(y)$

・自己収入

$$C(y) = C(y-1) \times \eta (\text{係数}) \times \zeta (\text{係数})$$

$C(y)$: 当該事業年度における自己収入の見積額
 $C(y-1)$: 直前の事業年度における $C(y)$
 η : 収入調整係数。事業の見直し等による自己収入への影響等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定
 ζ : 自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定

[注記]

・前提条件：運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算。

一般管理費に係る効率化係数	α	$\Delta 3.4\%$	(0.966)
業務経費に係る効率化係数	β	$\Delta 2\%$	(0.980)
人件費調整係数	ε	$\pm 0\%$	(1.000)
業務政策係数	γ		
平成17年度		$\Delta 9.741\%$	(0.90259)
平成18年度		$\Delta 7.044\%$	(0.92956)
消費者物価指数	δ	$\pm 0\%$	(1.000)
自己収入調整係数	η		
平成17年度		$\Delta 10.251\%$	(0.89749)
平成18年度		$\Delta 1.508\%$	(0.98492)
自己収入政策係数	ζ	$+ 1\%$	(1.010)

※ 業務政策係数については、本中期計画策定時において、「独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」の指摘事項を踏まえた見直し結果を反映させた係数で設定。

なお、平成16年度予算編成過程において、平成16年度における係数等は下記のように決定。

一般管理費に係る効率化係数	α	$\triangle 3.6 \%$	(0.964)
業務経費に係る効率化係数	β	$\triangle 2 \%$	(0.980)
人件費調整係数	ε	$\triangle 0.580 \%$	(0.99420)
業務政策係数	γ	$\triangle 9.056 \%$	(0.90944)
消費者物価指数	δ	$\triangle 0.600 \%$	(0.99400)
自己収入調整係数	η	$\triangle 17.586 \%$	(0.82414)
自己収入政策係数	ζ	$+ 1.000 \%$	(1.01000)

・施設整備費補助金の金額は、中期目標期間中に予定される本部用地購入、施設・設備改修（更新）等についての試算である。

(別紙 3)

収 支 計 画
平成 1 6 年度～平成 1 8 年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	6 , 3 5 7
一般管理費	2 , 8 3 3
業務経費	3 , 4 5 1
受託事業等経費	0
減価償却費	7 3
収益の部	6 , 3 5 7
運営費交付金収益	5 , 8 4 9
受託事業収入	0
自己収入	4 3 5
資産見返運営費交付金戻入	6 9
資産見返物品受贈額戻入	4

(別紙 4)

資 金 計 画
平成 1 6 年度～平成 1 8 年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	6 , 7 9 0
業務活動による支出	6 , 2 8 4
投資活動による支出	5 0 6
資金収入	6 , 7 9 0
業務活動による収入	6 , 2 8 4
運営費交付金による収入	5 , 8 4 9
自己収入	4 3 5
投資活動による収入	5 0 6
施設整備費補助金による収入	5 0 6

施設・設備に関する計画
平成 1 6 年度～平成 1 8 年度

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
本部用地購入費	4 4 6	施設整備費補助金
本部施設等施設整備	6 0	
計	5 0 6	

【注記】

金額については見込みである。
なお、上記のほか、施設・設備の老朽化度合等を勘案した改修（更新）等があり得る。